



令和4年11月22日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

会長

篠原 弘一郎

答 申 書

令和4年3月3日付け03 静後広事第1499号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、令和4年1  
月25日付けで静岡県後期高齢者医療広域連合長が公文書の一部を公開することに決定し  
た処分に対する審査請求に係る諮問

## 別紙

### 1 審査会の結論

審査請求人が、令和4年1月11日付けで行った静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求について、静岡県後期高齢者医療広域連合長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った公文書部分公開決定処分（令和4年1月25日付03 静後広事第1267号。以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 審査請求に至るまでの経緯

#### (1) 公文書の公開請求

令和4年1月11日付けで、審査請求人は処分庁に対し、条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき、

ア 令和2年度及び令和3年度の第1医療給付室の業務内容、業務の担当者名、職員の派遣元が分かる書類

イ 令和2年度の納付対象額等通知書の修正に係る書類（令和2年6月、8月、10月通知分のもの）※単なる集計ミス、計算ミス等によるものの修正を除き、職員による数値の架空計上や書き換えなどの偽造・ねつ造に当たるものの修正に係る書類

ウ イの修正が必要となった原因の分析及びその経緯が分かる書類

エ イの修正が必要となった原因を起こした職員に対する指導の内容及びその経緯が分かる書類

オ イの修正が必要となった原因について、事務局内での再発防止策等の周知の内容及びその経緯が分かる書類

カ 令和3年度の医療費通知の事業実施の公告、入札結果、契約書の書類一式について、公文書の公開の請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### (2) 本件処分

処分庁は、本件公開請求に係る対象公文書として、「令和2年度 静岡県後期高齢者医療広域連合職員名簿」他17文書（以下「対象文書」という。）を特定した。

処分庁は、条例第11条第1項の規定により本件処分を行い、令和4年1月25日付03 静後広事第1267号公文書部分公開決定通知書を審査請求人宛てに通知した。

#### (3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年2月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 基本的な考え方

本件処分のうち、対象文書について、一部処分の取り消しを求める。

#### (2) 公開とするよう求める情報についての主張

ア 対象文書のうち、通知書に記載されている担当者氏名について、職務遂行に係る公務員の氏名であり、非公開となる個人情報には該当しない。また、人事に係る情報とは、公にされることで悪用され適正な人事に支障をきたすおそれがある情報であり、修正前の担当者氏名は該当しない。

イ 非公開となった修正が必要となった原因の分析及びその経緯が分かる書類について、令和3年度に修正が行われていたことは事実であり、これを職務遂行情報以外の情報という理由は成り立たない。また、本案件の原因分析等は、人事管理に係る情報とは考えにくく、「住民の知る権利」、「行政の透明性」や「公務員のサービスの義務」の観点からも公開されてよい情報である。

ウ 存否応答拒否となった修正が必要となった原因を起こした職員に対する指導の内容及びその経緯が分かる書類について、今回の行為は公務員の信頼を失墜させる行為であり、公務員の「戒告」又は「訓告」といった情報は公になっていることや、「行政の透明性」や「公務員のサービスの義務」という観点から、存否を明らかにし公開されてよい情報である。

### 4 処分庁の主張の要旨

#### (1) 基本的な考え方

本件処分は、条例第7条第1号、第4号及び第5号の規定に基づくものであり、本件処分に関し何ら違法又は不当な点は認められない。

#### (2) 審査請求人が公開とするよう求める情報についての主張

ア 事務処理誤りに係る職員の氏名の公開は、「人事院が示す懲戒処分の公表指針」、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律における厚生労働省の不開示情報に関する判断基準」を参考に、その後の当該職員の事務遂行に支障を来すおそれがあり、ひいては組織全体の円滑な人事管理にも支障を来すと判断している。したがって、条例第7条第5号に該当し、特定の個人を識別できるものとして条例第7条第1号に該当し非公開とした。

イ 修正対象は、通知書上の内訳の計上誤りであり、意図を持って経理簿の額を大きく見せようとしたり、あるいは小さく見せようとしたりする書き換えや架空計上とは性質が異なる。このような修正を公開対象とすることで、職員の事務遂行に過度な萎縮を招く恐れがあり、今後の円滑な人事管理に支障を来すことから、条例第7条第5号に該当し、非公開とした。また、当該文書は、修正が必要となった原因の分析や経緯を明らかにするためだけではなく、本件に係る誤りへの対処として、別

の目的で内部協議した結果である。公開により特定の者に不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当し、非公開とした。さらに、当該文書には担当職員が置かれた勤務の状況や、他の職員との関係などに関わるものが記載されている。これらは職務遂行情報以外の個人に関する情報であって、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とした。

ウ 個別の職員に対する指導は、当該職員の執務状況記録及び人事考課に関わるものであり、公表の対象となるものではない。当該文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、条例第10条に該当し、存否応答拒否とした。

## 5 争点

処分庁が対象文書について、条例第7条第1号、第4号及び第5号並びに条例第10条に基づき本件処分を行ったのに対し、審査請求人は一部処分の取り消しを求めている。したがって、本案における争点は、本件審査請求において非公開となった箇所の条例第7条第1号、第4号及び第5号該当性並びに存否応答拒否となった箇所の条例第10条該当性である。

## 6 当審査会の判断

- (1) 令和2年度後期高齢者保険納付対象額通知書中、職員の氏名に関する情報について  
処分庁は、本件公開請求の対象となった公文書中の後期高齢者保険納付対象額等通知書に記載された職員氏名について、条例第7条第1号及び第5号に該当することを理由に非公開としている。

これに対し、審査請求人は、通知書に記載されている職員の氏名は職務遂行に係る公務員の氏名であり、非公開となる個人情報には該当せず、公開すべきと主張している。加えて、人事に係る情報とは、公にされることで悪用され適正な人事に支障をきたすおそれがある情報をいい、修正前の担当者氏名は該当せず、公開すべきであるとも主張している。

### ア 条例第7条第1号への該当性

同号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とすることを定めており、当該文書中の職員氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、同号ただし書では「ア 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め

られる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」及び「エ 実施機関が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報」について、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定しているため、同号ただし書への該当性を検討する。

(ア) 条例第7条第1号ただし書アへの該当性

当該情報は法令等の規定や慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、本号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イへの該当性

当該情報に、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために公にすることの必要性は認められないことから、本号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウへの該当性

当該文書に含まれる氏名について、当該個人は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第2条に規定する地方公務員である。

当該文書に記録されている情報については、一面として、本件通知書を担当室の職員が数値等を計算して作成した事実としての性質があり、その限りにおいて職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。

他面、当該文書は、公文書作成時の事務処理誤りの修正を内容とするものである。よって、当該情報は、当該事務処理誤りを行った当該職員を特定するものであり、かつ、当該事務処理誤りに対し処分等を検討する資料としての性質があることから、当該職員の勤務成績等に関する情報であり、当該職員に分任された職務の遂行に係る情報ではない性質を帯有していると認められる。

そもそも、条例第7条第1号ただし書ウの趣旨は、公務遂行主体である公務員等の職務活動の過程または結果が記載されている公文書を公開して実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにする要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分な保護する必要があるとの要請との両者の調和を図る観点から、「職務の遂行に係る情報」を公開することとしたものである。

静岡県後期高齢者医療広域連合作成の情報公開条例の手引き（平成24年12月1日）が、同号ただし書ウにおける、「その職務の遂行に係る情報」について、公務員がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員の職務遂行に係る情報には当たらない、としているのも、かかる趣旨に基づくものである。とすれば、前記のような二面性を有する本件対象公文書については、職務の遂行に係る情報である一面があれば一律

に公開されるというものではなく、当該公務員の職務遂行の内容等に照らし、情報公開による公益性の観点と当該公務員個人の権利利益を守るという観点を比較衡量して「職務の遂行に係る情報」に該当するかを判断すべきである。

本件における事務処理誤りは、通知書上の内訳の計算過誤による処理上の誤りであり、交付金の返還も生じておらず、被保険者に不利益が及ぶ性質のものでもないため社会的影響は小さい一方、当該公務員にとっては、当該事務処理誤りを行ったことを特定され、かつ、勤務成績等にも影響を及ぼしうる情報であるから、事務処理誤りの程度に比し、当該公務員の権利利益を不当に害する恐れが大きい。

したがって、本件情報は、「職務の遂行に係る情報」にはあたらず、本号ただし書ウに該当しない。

(エ) 条例第7条第1号ただし書エへの該当性

当該文書は、通知書の修正に係るものであり、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報ではないため、本号ただし書エに該当しない。以上により、条例第7条第1号に該当する情報であると認められる。

イ 条例第7条第5号への該当性

前記アのとおり当該文書が条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると認められることから、同条第5号該当性の検討は重ねて行わない。

(2) 修正が必要となった原因の分析及びその経緯が分かる書類について

当審査会において該当する文書を見分したところ、当該文書は、後期高齢者保険納付対象額通知書の修正内容と、通知書を作成した担当職員の処分について、広域連合内部で協議した記録をまとめたものであった。

処分庁は、当該文書について、条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当することを理由に非公開としている。

これに対し、審査請求人は、令和3年度に修正が行われていたことは事実であり、これを職務遂行情報以外の情報という理由は成り立たない。また、本案件の原因分析等は、人事管理に係る情報とは考えにくく、「住民の知る権利」、「行政の透明性」や「公務員のサービスの義務」の観点からも公開されてよい情報であると主張している。

ア 条例第7条第1号への該当性

当該文書は担当職員の勤務状況や健康状態、他の職員との関係性などに関わるものが記載されているものであり、本号の個人に関する情報であると認められる。よって、同号ただし書への該当性を検討する。

(ア) 条例第7条第1号ただし書アへの該当性について

当該情報は法令等の規定や慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、本号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イへの該当性について

当該情報に、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために公にすることの必

要性は認められないことから、本号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウへの該当性について

当該情報については、地公法第2条に規定する地方公務員の個人に関する情報であるが、その職務遂行に係る情報には該当しないため、本号ただし書ウに該当しない。

(エ) 条例第7条第1号ただし書エへの該当性

当該情報は、後期高齢者保険納付対象額通知書の修正に係るものであり、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報ではないため、同号ただし書エに該当しない。

以上により、条例第7条第1号に該当する情報であると認められる。

イ 条例第7条第4号への該当性

前記アのとおり当該文書が条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると認められることから、同条第4号該当性の検討は重ねて行わない。

ウ 条例第7条第5号への該当性

前記アのとおり当該文書が条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると認められることから、同条第5号該当性の検討は重ねて行わない。

(3) 修正の原因となった職員に対する指導の内容及びその経緯が分かる書類について

ア 条例第10条への該当性

同条は、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、非公開情報として保護すべき利益が害されることになる場合、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

当該文書について処分庁は、個別の職員に対する指導は、当該職員の執務状況記録及び人事考課に関わるものであり、公表の対象となるものではなく、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、同条に該当し、存否応答拒否としている。

これに対し審査請求人は、今回の行為は公務員の信頼を失墜させる行為であり、公務員の「戒告」又は「訓告」といった情報は公になっていることや、「行政の透明性」や「公務員のサービスの義務」という観点から、存否を明らかにし公開されてよい情報である、と主張している。

請求対象文書としては、職員に対する指導が文書でなされていればその文書、また、指導にあたりその内容等を協議した場合の議事録等が該当すると考えられる。これらの文書の存否を明らかにすることにより、職員への指導の有無が明らかになる。よって、この情報が条例第7条各号の非公開情報に該当するか検討する。

当該情報は、職員の能力、成績に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、同条第1号本文に規定する個人に関する情報である。よって、同条第1号ただし書への該当性を検討する。

(ア) 条例第7条第1号ただし書アへの該当性について

当該情報は法令等の規定や慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、本号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イへの該当性について

当該情報に、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために公にすることの必要性は認められないことから、本号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウへの該当性について

当該情報については、地公法第2条に規定する地方公務員の個人に関する情報であるが、その職務遂行に係る情報には該当しないため、本号ただし書ウに該当しない。

(エ) 条例第7条第1号ただし書エへの該当性

当該情報は、職員の能力、成績に関するものであり、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報ではないため、本号ただし書エに該当しない。

以上より、この情報が条例第7条第1号に該当する非公開情報であり、その存否を明らかにすることは、職員への指導の有無という非公開情報を公開することとなることから、当該情報は条例第10条に該当する。

(4) 結論

以上により、当審査会は、本件処分につき、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 付言

なお、当審査会として次のように付言するので、処分庁においては、今後の対応において留意すべきである。

条例第12条では、公開決定等をした際の理由の記載について規定しているが、実施機関が本件処分において非公開、存否応答拒否とした部分は内容及び該当箇所が具体的に示されておらず、非公開とした情報、ひいては非公開の理由が不明確なものとなっていると言わざるを得ない。

当審査会は、条例の目的を改めて認識し、情報公開制度の適切な運営に努められることを要望する。

## 8 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審議を行った。

年月日	審議の経過
令和4年6月15日	諮問、諮問事案審議
令和4年9月22日	諮問事案審議、答申案の検討



令和4年11月22日

答申